

第2回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 議事概要

日時：平成28年2月9日（火）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

出席委員：山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、稲垣委員、植竹委員、興津委員、河野委員、住野委員、三浦委員、水野委員、上杉委員（代理出席）

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 監査から処分まで時間がかかりすぎている印象。
- 監査を効率的に行うため、監査対象の優先順位を設定することも必要。
- 民間団体等の活用を検討するに当たっては、その体制や予算を念頭に置くことが必要。また、民間団体等の業務内容をガイドライン等によって示す必要。
- 貸切バスの業務の適正化を図るには、法令違反を行っている事業者の洗い出しと、運輸安全マネジメント等による業界全体のレベルアップを図る必要。
- 今回事故を起こした貸切バス事業者は、事故発生前の監査の指摘事項が適切に是正されなかった。貸切バスは人の命を預かっており、事業者が監査における指摘を真剣に受け止め、利用者の不安が払拭されるようにする必要。
- 処分量定の加重に関しては、加重後の公平性について配慮する必要。
- 安全確保に真面目に取り組んでいる貸切バス事業者もいることを考慮する必要。
- シートベルト着用励行のリーフレットについては、貸切バスを利用するインバウンド向けに、日本語以外の言語もあわせて表記すると良い。
- 旅行業者の安全確保義務については、事業許可を受けた貸切バスを用いることで果たされることになるとの判例がある。旅行業者に対する貸切バス事業者の処分歴等の表示の義務付けを検討する場合には、判例に留意する必要。
- 大型バス等の運転経験が乏しい者に対しては、運転免許取得後もフォローが必要。
- 運転者の勤務時間や乗務時間の基準となっている改善基準告示（厚労省所管）について、厚労省において、何か見直しを検討していないのか。
- 事務局の見直しの方向性については、大きな反対意見は無かったので、引き続きこの方向性で検討を進め、見直し案を精緻化してほしい。

以上